



限度額を変更し、今年度も実施します
墨田区住まいの防犯対策臨時補助金

個人宅用の防犯物品の購入や設置に係る経費の一部を補助します。詳細は区HPをご覧ください。

【対象物品】防犯カメラ、録画機能付ドアホン、センサーライト、防犯フィルム、防犯・補助錠 *複数品目を申請可**【補助率】**2分の1 *1000円未満は切捨て**【補助限度額】**1世帯2万円**【対象】**墨田区に住民登録がある世帯**【申込み】**オンライン申請か、必要書類を直接または郵送で、〒130-8640安全支援課安全支援・空き家対策担当(区役所5階)☎5608-6199へ



資源の有効活用にご協力を
古着・金属製調理器具等の回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や金属製調理器具等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。



【とき/ところ】▶4月11日(土)／業平公園(業平2-3-2) ▶4月18日(土)／白鬚公園(墨田1-4-42) *時間はいずれも午前9時～午後2時**【回収品目】**洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、廃食油、使い捨てコンタクトレンズの空ケース *汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり**【対象】**区内在住の方 *事業者を除く**【費用】**無料**【持込方法】**廃食油はペットボトルに入れ、そのほかは回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ *車での上場は不可**【問合せ】**すみだ清掃事務所分室☎3613-2228



ご活用ください
地域活動ガイドブック

ボランティア活動などの地域活動に役立つ助成金・補助金等の支援制度や、区が主催する講座・ボランティアなどを掲載した「地域活動ガイドブック」を無料で配布しています。区HPでも閲覧できます。



【配布場所】地域活動推進課(区役所14階)、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)、社会福祉会館(東墨田2-7-1)、各図書館・出張所・コミュニティ会館・地域プラザ等**【問合せ】**地域活動推進課まなび担当☎5608-6202



購入～申請が1日で完結します
高齢者スマートフォン(スマホ)購入費助成事業

対象のスマホを初めて購入した場合、最大3万円を助成します。なお、予算額に達し次第受け付けを終了します。詳細は区HPをご覧ください。



【対象】次の全ての要件を満たす方▶9年3月31日時点で65歳以上である ▶購入時点で墨田区に住民登録がある ▶本人名義で対象のスマホを初めて購入する *ほかにも要件あり**【対象のスマホ】**指定店舗で購入した、マイナンバーカードを読み取るNFC認証機能・音声入力機能を搭載するiOS16以上またはAndroid11以上のもの**【定員】**先着330人**【申込み】**9年3月10日までに指定店舗へ**【問合せ】**高齢者福祉課支援係☎5608-6168



申請受け付けを開始します
墨田区デジタル技術活用支援補助金

区内中小企業が業務効率化や生産性向上のため、新たに業務のデジタル化に取り組む場合、費用を一部補助します。詳細は区HPをご覧ください。



【問合せ】経営支援課経営支援担当☎5608-6183



見直し結果がまとまりました
区内循環バス

運行ルートや運賃の見直しの詳細は区HPをご覧ください。なお、見直し結果の適用は令和9年度以降を予定しています。

【問合せ】都市計画課公共交通担当☎5608-1263



ご活用ください
地球温暖化防止設備導入助成制度、地球温暖化防止設備(次世代自動車、家庭用生ごみ処理機等)購入助成制度

地球温暖化防止に効果的な家庭用蓄電システムや宅配ボックス等の省エネ設備を区内の建物に導入した場合や、次世代自動車・家庭用生ごみ処理機等を購入した場合に助成金を交付しています。助成を受けるには、着工前に申請が必要です(次世代自動車・家庭用生ごみ処理機等を除く)。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】環境保全課環境管理担当☎5608-6207

助成対象	助成額	助成限度額
遮熱塗装	工事費用の10%	15万円 *分譲マンションは30万円
建築物断熱改修(断熱材)		15万円 *分譲マンションは50万円
建築物断熱改修(窓)		
燃料電池発電給湯器(エネファーム)		
家庭用蓄電システム		5万円
住宅エネルギー管理システム(HEMS)	工事費用の20%	2万円
直管型LED照明器具	工事費用の50%	3万円 *分譲マンションは15万円
電気自動車用充電設備	工事費用の80%	1基7万5000円 *分譲マンションは2基まで
ビークル・トゥ・ホーム(V2H) *戸建てのみ	製品費用の25%	40万円
太陽光発電システム	1kw当たり5万円	20万円
宅配ボックス	工事費用の50%	5万円 *分譲マンションは10万円
次世代自動車 *個人のみ	一律10万円	-
家庭用生ごみ処理機等	本体購入費用の50%	2万円

- ① 工事費用は設備およびその設置(施工)に係る経費等の合計、製品費用は導入する設備の製品代で、いずれも税抜きです。
- ② 見積りは、複数の業者に依頼することを推奨します。また、契約を急がせる事業者には、十分ご注意ください。
- ③ 建物を新築する場合は「燃料電池発電給湯器(エネファーム)」「家庭用蓄電システム」「住宅エネルギー管理システム(HEMS)」「ビークル・トゥ・ホーム(V2H)」「電気自動車用充電設備」「太陽光発電システム」「宅配ボックス」が対象です。
- ④ 原則、工事・製品費用が10万円以上のものが対象です。ただし、「住宅エネルギー管理システム(HEMS)」「電気自動車用充電設備」は5万円以上、「直管型LED照明器具」は1万円以上が対象となります。
- ⑤ 国や都の補助事業と併用できます。ただし、助成額は工事・製品費用からその補助予定額を除いて算定します。



4月1日から一部変更しました
区の組織

【問合せ】行政経営担当☎5608-6230

変更内容	理由
企画経営室 参事(まちづくり計画調整担当)を設置	区内まちづくりの進展に伴い、令和8年度策定予定の墨田区基本計画との整合を図りながら、まちづくり部門との各種調整を行うため
地域力支援部 参事(芸術祭担当)を設置	「すみだ五彩の芸術祭」の開催(令和8年度)に向けた体制強化のため
福祉部 副参事(臨時特別給付金担当)を廃止	事業終了のため
保健衛生部 ▶副参事(民泊対策担当)を1月20日に設置 ▶副参事(周産期支援調整担当)を廃止	▶墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例および旅館業法施行条例の一部改正に伴い、民泊対策に関する各種調整を行うため ▶周産期に関する他機関等との連携調整に一定の目的が立ったため
子ども・子育て支援部 ▶「子育て政策課」を「地域子育て課」に名称変更 ▶参事(子ども家庭センター担当)を設置 ▶私立運営支援担当課長を設置	▶部内の事務移管に伴う名称変更 ▶子ども家庭センター機能の強化、都児童相談所の区内誘致に伴う体制強化のため ▶子ども施設課長の担任意務を一部移管するため
都市計画部 副参事(都市計画マスタープラン調整担当)を設置	令和10年度に予定する都市計画マスタープランの改定に向けた体制整備のため
都市計画部危機管理担当 要配慮者支援担当課長を設置	災害時における要配慮者支援に向けた体制強化のため
都市整備部立体化・まちづくり推進担当 副参事(押上まちづくり調整担当)を7年11月4日に設置	押上周辺まちづくりの進展に伴い、開発事業者や鉄道事業者、関係機関等との各種調整・協議を行うため
教育委員会事務局 学校改築担当部長を設置	墨田区学校改築基本計画に基づく、適切な学校改築の推進に向けた体制強化のため

**助成限度額を拡充します
高齢者補聴器購入費助成事業**

聴力機能の低下によりコミュニケーションが取りにくい方を対象とする、補聴器(医療機器認定取得)の購入費助成の限度額を拡充します。対象等の詳細は区HPをご覧ください。



[助成限度額]▶住民税非課税の方=7万2450円
▶住民税課税の方=4万円**[問合せ]**高齢者福祉課支援係☎5608-6168へ

**対象者に予診票を送付しました
带状疱疹定期予防接種**

[対象]区内在住で、令和8年度に▶65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方 ▶60歳～64歳になり、免疫機能に障害(身体障害者手帳1級)のある方 *過去に接種済みの方を除く**[自己負担額]**▶生ワクチン=4000円 ▶不活化ワクチン=1回1万1000円(2回接種) *どちらか1種類を選択 *生活保護受給者等は無料 *定期接種対象外の方には任意接種の一部助成事業を別途実施(詳細は問合せ先へ)**[問合せ]**保健予防課感染症係☎5608-6191

**費用を全額助成しています
風しんの抗体検査と予防接種**

[対象]区内在住の19歳以上で、妊娠を予定・希望する女性とその同居者(妊婦の同居者を含む)**[助成内容]**▶抗体検査費用 *風しんの抗体検査を受けたことがない方のみ ▶MR(麻しん・風しん混合)の予防接種費用 *風しんの抗体検査で抗体価が低いと判断された方のみ(抗体価の確認あり)**[実施場所]**区内実施医療機関**[申込み]**事前に保健予防課感染症係(横川5-7-4すみだ保健子育て総合センター2階)☎5608-6191へ *詳細は区HPを参照



**制度を拡充しました
墨田区がん患者等アピアランスケア費用助成事業**

傷病等に伴う外見の変化による心理的負担を軽減するため、アピアランスケア用品の購入費等を一部助成しています。なお、今年度から、がん以外の疾病の方への対象拡大、助成限度額の増額など、制度を拡充しました。

[対象]外傷・疾病・治療による脱毛や乳房の切除等により、ウィッグや補整具等が必要な方**[助成対象用品]**▶頭部補正具(ウィッグ、装着用ネット、ウィッグ付帽子等)▶胸部補正具(人工乳房、補正下着等) *ほかにも対象品あり**[助成額]**助成対象用品の購入またはレンタルに掛かった費用 *上限10万円**[助成回数]**1人2回まで *8年3月までに申請済みの方は再申請可(1回まで)**[申請期限]**領収書の日付の翌日から1年以内 *申請方法の詳細は区HPを参照**[問合せ]**健康推進課地域保健担当☎5608-8514

**世界一の交通安全都市TOKYOを目指して
春の墨田区交通安全運動**

4月6日～15日に、春の墨田区交通安全運動を実施します。今回は▶通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保 ▶「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識

の向上 ▶自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底 ▶二輪車の交通事故防止 ▶放置自転車・放置二輪車の撲滅 に重点を置き、運動を展開します。また、4月10日は「交通事故ゼロを目指す日」です。交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。

[問合せ]▶土木管理課交通安全担当☎5608-6203 ▶本所警察署☎5637-0110 ▶向島警察署☎3616-0110

**LED照明器具の導入を支援します
生産性向上等支援補助金**

区内中小企業の持続的な発展を後押しするため、LED照明器具導入に係る経費を一部補助します。検討中の方は申請期限にご注意ください。詳細は区HPをご覧ください。



[補助対象経費]LED照明器具への交換に係る経費 *新品のみ**[補助率]**5分の4**[補助限度額]**150万円**[対象]**区内中小企業**[申込み]**必要書類を直接、12月28日までに経営支援課経営支援担当(区役所14階)☎5608-6183へ

**身近なスポーツの場としてご利用ください
スポーツ施設開放事業**

[種目等]下表のとおり**[対象]**区内在住在勤在学の中中学生以上 *各自でスポーツ保険(傷害保険)等への加入が必要 *中学生は保護者または20歳以上の方の送迎が必要**[費用]**無料 *用品代等が必要な場合あり**[申込み]**期間中、直接会場へ**[問合せ]**スポーツ振興課スポーツ振興担当☎5608-6312

利用区分	種目	学校名	利用期間
個人	バドミントン	旧向島中学校(東向島4-18-9)	4月8日～9年3月31日の水曜日午後7時～9時 *8月12日、12月30日を除く
		竪川中学校(亀沢4-11-15)、吾孺第二中学校(八広4-4-4)、吾孺立花中学校(立花5-48-2)	4月15日～12月9日、9年1月6日～3月3日の水曜日午後7時～9時 *5月6日、8月12日を除く
	卓球	曳舟小学校(京島1-28-2)	4月14日～9年3月2日の火曜日午後7時～9時 *5月5日、8月11日、9月22日、11月24日、12月1・29日を除く
	ポッチャ	墨田中学校(向島4-25-22)	4月15日～12月9日、9年1月6日～2月24日の水曜日午後7時～9時 *5月6日、8月12日を除く
	バレーボール(9人制・ソフトバレー)	錦糸中学校(石原4-33-14)	4月15日～7月1日、9月2日～12月9日、9年1月6日～3月3日の水曜日午後7時～9時 *5月6日を除く
	バスケットボール	寺島中学校(八広1-17-15)	4月15日～12月9日、9年1月6日～3月3日の水曜日午後7時～9時 *5月6日、8月12日を除く
	硬式テニス		4月12日～12月13日、9年1月17日～3月7日の日曜日午後1時～4時 *5月3・31日、8月9日を除く
ソフトテニス		4月16日(木)～10月30日(金)の木・金曜日午後7時～9時 *8月13・14日を除く	
団体			

①学校行事等により、利用できない場合があります。
②寺島中学校の団体向けソフトテニスは、事前登録が必要です。登録する場合は、問合せ先へご連絡ください。

**毎月1日は
墨田区防災の日**

4月1日の点検項目
日頃から
家庭で職場で
防災会議



**ご存じですか
国民年金の学生納付特例制度**

20歳以上の方は、学生でも国民年金への加入が必要ですが、所得が少ない学生には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。すでに納付済みの月を除き、2年1か月前まで遡って申請できます。詳細はお問い合わせください。**[問合せ]**国保年金課国民年金係☎5608-6131

**バリアフリートイレに改修します
区役所地下1階西側トイレ**

区役所地下1階(西側)のトイレをバリアフリートイレに改修します。ぜひご利用ください。
なお、現在区役所1・2階、すみだリバーサイドホールでは改修工事を行っています。通行・利用を制限している場所がありますので、ご注意ください。**[使用開始日]**4月8日(水) *区役所1・2・3・7・12・15階(各西側)にもバリアフリートイレあり(1階は今秋に改修工事予定)**[問合せ]**総務課庶務担当☎5608-1130

**身近なスポーツの場としてご利用ください
スポーツ施設開放事業**

[種目等]下表のとおり**[対象]**区内在住在勤在学の中中学生以上 *各自でスポーツ保険(傷害保険)等への加入が必要 *中学生は保護者または20歳以上の方の送迎が必要**[費用]**無料 *用品代等が必要な場合あり**[申込み]**期間中、直接会場へ**[問合せ]**スポーツ振興課スポーツ振興担当☎5608-6312

利用区分	種目	学校名	利用期間
個人	バドミントン	旧向島中学校(東向島4-18-9)	4月8日～9年3月31日の水曜日午後7時～9時 *8月12日、12月30日を除く
		竪川中学校(亀沢4-11-15)、吾孺第二中学校(八広4-4-4)、吾孺立花中学校(立花5-48-2)	4月15日～12月9日、9年1月6日～3月3日の水曜日午後7時～9時 *5月6日、8月12日を除く
	卓球	曳舟小学校(京島1-28-2)	4月14日～9年3月2日の火曜日午後7時～9時 *5月5日、8月11日、9月22日、11月24日、12月1・29日を除く
	ポッチャ	墨田中学校(向島4-25-22)	4月15日～12月9日、9年1月6日～2月24日の水曜日午後7時～9時 *5月6日、8月12日を除く
	バレーボール(9人制・ソフトバレー)	錦糸中学校(石原4-33-14)	4月15日～7月1日、9月2日～12月9日、9年1月6日～3月3日の水曜日午後7時～9時 *5月6日を除く
	バスケットボール	寺島中学校(八広1-17-15)	4月15日～12月9日、9年1月6日～3月3日の水曜日午後7時～9時 *5月6日、8月12日を除く
	硬式テニス		4月12日～12月13日、9年1月17日～3月7日の日曜日午後1時～4時 *5月3・31日、8月9日を除く
ソフトテニス		4月16日(木)～10月30日(金)の木・金曜日午後7時～9時 *8月13・14日を除く	
団体			

①学校行事等により、利用できない場合があります。
②寺島中学校の団体向けソフトテニスは、事前登録が必要です。登録する場合は、問合せ先へご連絡ください。

毎月5日はすみだ環境の日

毎月環境の日に更新
エココラムを
ご覧ください!

4月のエコしぐさ
なんとなくついているテレビ消してみよう



☎=電話 FAX=ファックス ㊚=Eメール HP=ホームページ

保険料等をお知らせします 後期高齢者医療制度

令和8年度の保険料

保険料は、病気やけがをしたときの医療費等の支払いに充てる「医療分」と、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして令和8年度から導入された「子ども・子育て支援金分」で構成されます。

令和8年度の「医療分」は均等割額が5万3300円、所得割率が9.88%、賦課限度額が85万円で、「子ども・子育て支援金分」は均等割額が1300円、所得割率が0.26%、賦課限度額が2万1000円です。年間の保険料額は7月に送付する決定通知書でお知らせします。

対象者への各通知書の送付

普通徴収(納付書・口座振替で納付)の方

4月中旬に「暫定保険料額決定通知書」を送付します。今回送付する保険料額は、令和7年度の保険料額を基に計算した金額です。納付書払いの方は、同封する4月分～6月分の納付書で各納期限までに納付をお願いします。

特別徴収(年金差引き)の方

4月から特別徴収が始まる方と、すでに特別徴収されていて6月から保険料額が変わる方に、4月上旬に「仮徴収額決定通知書」を送付します。

延滞金の徴収、還付加算金の加算

保険料を納期限までに納付しなかった場合、納期限の翌日から納付までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して徴収することがあります。また、保険料の変更等により、すでに納付した保険料に還付金が生じた場合は、還付加算金を加算することがあります。

【問合せ】国保年金課長寿医療(後期高齢者医療) 保険料担当 ☎5608-8100

仮算定通知書を送付します 介護保険料

納入通知書(仮算定通知)の送付

4月中旬に、令和7年度の住民税課税状況等に基づき仮計算した保険料額をお知らせする「納入通知書(仮算定通知)」を送付します。ただし、公的年金から特別徴収する4・6・8月の保険料額が2月の保険料額と同額の場合は送付しません。

なお、令和8年度の住民税課税状況等に基づき算定した1年分の保険料額の「決定通知書」は、65歳以上の方へ7月中旬頃に送付します。

世帯全員が住民税非課税の方への保険料の減額制度

【対象】世帯全員が住民税非課税で、次の全ての要件を満たす方 ▶ 「決定通知書」の保険料の所得段階が第2・3段階である ▶ 前年の収入合計額が1人世帯で120万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)である ▶ 別世帯の住民税課税者に扶養されていない ▶ 世帯全員の預貯金の合計が200万円以下である ▶ 居住用以外の土地・建物を有していない ▶ 申請月の前月までの保険料を滞納していない【減額内容】現年度において、対象者の保険料額を第1段階相当額に減額 * 遡っての減額は不可

災害等で納付が困難な方への保険料の負担軽減制度

災害等の特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方は、徴収猶予や減免を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937

4月分から手当月額が改定されました 児童扶養手当・特別児童扶養手当

全国消費者物価指数の変動により、児童扶養手当と特別児童扶養手当の月額が改定されました。

【問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376

児童扶養手当

対象児童	4月分からの月額
1人目	[全部支給]4万8050円 [一部支給]4万8040円～1万1340円
2人目以降 加算額	[全部支給]1万1350円 [一部支給]1万1340円～5680円

特別児童扶養手当

等級	4月分からの月額
1級	5万8450円
2級	3万8930円

取組を募集しています すみだ健康経営顕彰制度

従業員の健康増進に向けて健康経営を実践する区内事業所を応援するため、すみだ健康経営顕彰制度を設けています。取組の状況に応じて「横綱」「大関」「関脇」として顕彰します。詳細は区HPをご覧ください。

【対象】区内に本社・支社・営業所等があり、代表者のほかに従業員が1人以上いる事業所等 * 「すみだ健康チャレンジ宣言」が必要【費用】無料【申込み】9年1月4日までにオンライン申請【問合せ】保健計画課データ活用推進担当 ☎5608-1305

ご活用ください 区内生産品等販路拡張事業補助金

区内生産品等の販路拡張(区外の需要を高める目的で行う展示会への出展等)を行う団体や企業に対し、その経費を一部補助します。補助を受けるには、事業実施前に申請が必要です。詳細は区HPをご覧ください。

【申請期限】9年3月10日【申込み】事前に電話で、経営支援課経営支援担当 ☎5608-6185へ

経費の一部を補助します 中小企業人材確保支援事業

人材確保・定着支援補助金

【対象経費・補助率】▶就業規則の整備=2分の1(上限10万円) ▶整備した就業規則に基づいて実施する働きやすい職場づくり=2分の1(上限100万円)

人材確保・定着支援補助金(熱中症対策)

【対象経費・補助率】▶就業規則の整備=2分の1(上限10万円) ▶整備した就業規則に基づいて実施する暑熱な環境での作業における熱中症予防対策=3分の2(上限30万円)

就業規則整備補助金

【対象経費】従業員の働きやすい職場環境づくりのために行う就業規則の作成・改定【補助率】2分の1(上限10万円)

【申込み】事前に電話で、経営支援課経営支援担当 ☎5608-6185へ * 詳細は区HPを参照

区政情報番組 **ウィークリー すみだ** 4月の番組表

毎週、午前9時、正午、午後4・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区HPでご覧になれます。【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6220

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
4月1日(水)～11日(土)	📺新日本フィルハーモニー交響楽団(再放送)			
4月12日(日)～18日(土)	📺特切れ目ないすみだの子育て支援(再放送)	📺新日本フィルハーモニー交響楽団(再放送)	📺特切れ目ないすみだの子育て支援(再放送)	📺新日本フィルハーモニー交響楽団(再放送)
4月19日(日)～25日(土)	📺東墨田エリア			
4月26日(日)～5月2日(土)	📺東墨田エリア	📺特切れ目ないすみだの子育て支援(再放送)	📺東墨田エリア	📺特切れ目ないすみだの子育て支援(再放送)

* 内容が一部変更になる場合あり
* ケーブルテレビへの加入・問合せは、J:COMカスタマーセンター ☎0120-999-000へ

奇数月1日号8面に掲載 「私の好きなすみだ」写真募集

【応募方法】随時、「私の好きなすみだ」をテーマに区内で撮影した写真と、作品名、撮影場所、応募者の氏名・住所・電話番号を直接か郵送、Eメールで、〒130-8640広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・✉oshirase@city.sumida.lg.jpへ * Eメールの件名は「私の好きなすみだ」 * 写真は▶直接・郵送=A4以下の紙に印刷するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶ Eメール=jpeg形式で添付(1通当たり5MB以内) * 詳細は問い合わせるか、区HPを参照

午後5時半に放送(4月1日から)
帰宅呼びかけメロディ「夕焼け小焼け」
遅くまで遊んでいる
子には家に帰よう
ひと声かけて

ビジネスに役立つ情報が満載!
すみだ産業情報ナビ

いまずぐ検索!
すみだ産業情報ナビ